

毎週火、金曜日發行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

名から申請の農道事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和三十六年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百九十八号

みつばちについての腐蛆病予防に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県規則第四十五号）第三条の規定により、昭和三十六年十月二十日からみつばち及びみつばちについての腐蛆病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として岐阜県及び島根県を指定する。

昭和三十六年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百九十七号

倉吉市志津、小林章人ほか二名から申請のかんがい排

水事業、同市下古川、徳田貞芳ほか四十九名から申請のかんがい排水事業、及び同市小鶴、楠本哲夫ほか十四

鳥取県告示第五百九十九号

二十六日	用瀬町社区	加賀田
河原町国英区	福田	前田
八東町安部区	小林	木原
智頭町那岐区	安住	柴田
河原町国英区	山根	田中
八東町安部区	黒岩	平石
二十八日	智頭町那岐区	西尾
三十日	河原町国英区	水本
河原町智頭区	片山	川口
三十一日	八上区	前田
河原区		

昭和三十五年十二月鳥取県告示第六百十八号による豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入禁止区域（岡山県）の指定は、昭和三十六年十月十七日限り解除する。

昭和三十六年十月二十日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第六百号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対し検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年十月二十日

鳥取県知事 石破二朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

別表	実施期日	実施区域	実施場所
十月二十三日	八頭郡河原町西郷区	河原町国英区	竹内養鶏場
二十四日	八頭郡河原町西郷区	用瀬町社区	保本
二十五日	河原町国英区	用瀬区	岸本
二十六日	用瀬町社区	浜田	北村
二十七日	用瀬町社区	谷尾	入江
二十八日	大区	加賀田	岩本
二十九日	八東町丹比区	沖田	
三十日		横野	

鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法
ひな白痢急速診断法

昭和三十六年十月十三日付け鳥取県告示第五百九十一号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

5 頁 段 行

上 終りから7

六六八

二、六六八

正

誤

十三日	"	十六日	氣高町宝木	奥沢見"
十四日	"	十七日	"	瑞穂
十五日	"	十八日	"	富吉"
二十日	"	二十三日	宝木	上光"
			鹿野町小鶯河	小別所"

正

誤

十月三十日 気高郡青谷町小畑

中町

中宇地"

のため
及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している、

雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。

ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日

以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

結核病検査 ツベルクリン皮内反応検査

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法

別表

実 施 期 日	実 施 区 域	実 施 場 所
第一 次	第一 次	第二 次
十一月六日	十一月九日	氣高郡鹿野町勝谷
" " 七日	" " 十日	宮方家畜検診場
" " 八日	" " 十一日	岡木"
		鹿野
		鹿野"

昭和三十六年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病並びに肝てつ予防

して検査及び駆除を受けることを命ずる。